



Title	バルトロメー・デ・ラス・カサス : 生涯と作品(6) : 論文の出版 1552~53年
Author(s)	染田, 秀藤
Citation	大阪外国語大学学報. 1980, 49, p. 57-74
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80797
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品（6）

——論文の出版 1552～53年——

染 田 秀 藤

BARTOLOME DE LAS CASAS,

Vida y Obras (6)

—Publicación de Tratados, 1552～1553—

Hidefuji SOMEDA

Después de la controversia con J. Ginés de Sepúlveda en Valladolid en 1550-51, Las Casas se dedicó con redoblado fervor a realizar su plan de organizar y enviar la misión de su Orden que habría de dirigirse a la provincia de Chiapas, donde desde hacía unos quince años estaba en práctica su ideal de la conversión pacífica de los indígenas. Y a principios de 1552 llegó a Sevilla para dedicarse personalmente a la organización de la misión dominicana, y poco después publicó "sin licencia alguna" sus ocho tratados polémicos.

En este artículo se intenta aclarar el motivo por el cual se decidió Las Casas a publicarlos y se procura presentar la doctrina lascasiana sobre la potestad real que desarrolla en uno de sus tratados impresos, titulado *Principia quaedam ...*

18

1551年4月に再開されたバリャドリードにおける第二回審議会ではローマ教皇アレクサンデル六世の贈与教書の解釈をめぐる議論されたようであるが、別稿でも述べたとおり、この審議会に関しては客観的で信憑性に富む史料は現存していない⁽¹⁾。審議会は4月末に閉会し、結論を出さなかったが、ラス・カサスもセプールベダもともに自己の勝利を確信していた。本来の目的⁽²⁾から逸脱して専ら改宗化に先行する征服戦争、すなわち“予防戦争” *guerra preventiva* の是非を論じ合う複雑な理論闘争の場と化した審議会において、いずれか一方の論者が理論的勝利を取めたとは容易に断言できるものではないし、また、ハンケの言うように⁽³⁾、現在判明している事実だけではそうした結論を出すことも不可能である。しかし、同年5月1日に発布された数々の勅令に依拠して、少なくとも政府内ではラス・カサスの説が勝利を得たとみなされたとするヒメ

ネス・フェルナンデスの意見には一理ある⁽⁴⁾。つまり、それらの勅令により、ラス・カサスは1550年6月に遡って毎年2万マラベディの年金を支給され、かつ、ドミニコ会伝道師の募集と派遣に数々の便宜が与えられることになったのである⁽⁵⁾。さらに、後述するように、伝道師の募集と派遣を支援する勅令が次々と発布されたことや1550年4月16日に発布された征服の一時停止令が審議会以後も効力を保っていた事実を考慮すれば、インディアスの実情がどうであれ、政府内に於ては征服続行よりも改宗化の促進、つまりラス・カサスの説が受け容れられていたと言えよう。

1551年5月1日付の勅令により、ラス・カサスはサラマンカのサン・エステバンで開催されるドミニコ会の総会に参加するための旅費の支給を受けることになった⁽⁷⁾。もともとこの総会は1549年に開催される予定であったが、諸般の事情で延期されていた⁽⁸⁾。ラス・カサスは、総会長フランチェスコ・ロメオ（イタリア人）が1551年初頭にバリャドリッドにある聖パウロ修道院とコレヒオ・デ・サン・グレゴリオを訪れた機会を捉えて、⁽⁹⁾ドミニコ会がインディアスの改宗化事業の主導的機関となるよう強く訴えたい。また、ラス・カサスはインディアス枢機会議に要望書を提出し、以前皇太子フェリペがドミニコ会総会ではインディアスへの伝道師の派遣方法とその必要性およびインディアスにおけるカトリックの維持に必要な法令に関して審議するよう総会長宛てに認められた書簡（1550年作成）を今回の総会のために更新して欲しいと願った⁽¹⁰⁾。この要請を受けて、1551年4月28日に4つの勅令が発布された。そのうちの3通はドミニコ会総会長、いまひとつはカステリーヤ管区長バルトロメー・デ・ミランダに宛てたもので、いずれもラス・カサスの主張を全面的に受け容れて、改宗化の重要性を説き、伝道師派遣の必要性を訴えている。中には具体的に20名もしくは30名のドミニコ会士のペルー派遣を要請した勅令もある⁽¹¹⁾。こうして、二度に亙る審議会の開催中ずっとバリャドリッドに滞在したラス・カサスは僚友ロドリゴ・デ・ラドラグラと共に総会の開催地サラマンカに向かった。総会は5月17日に開かれ、イスパニア人としてはバルトロメー・デ・ミランダ、トマス・デ・サン・マルティン（ペルー、サン・フワン・パウティスタ管区長）ミゲル・デ・ロス・アルコス（前アンダルシア管区長）らが出席した⁽¹²⁾。総会では、インディアスの各管区での修道院建設に必要な聖職者数が6名と定められ、また、ラス・カサスの要請により、インディアスにおけるドミニコ会の管区の配置が変更され、新しくテワンテベックとパナマの両地峡間に位置する地域を管轄するサン・ピセンテ・デ・チャパス管区が設置された⁽¹³⁾。そして、同管区はチャパ、グワテマラ、ホンジュラス、ニカラグワの各司教区を管轄することになった。言うまでもなく、同管区にはラス・カサスの伝道理念が実行に移されていたベラ・パスが含まれた。総会においてインディアスへの伝道師派遣について特別な決定が行なわれたかどうかは不明であるが、少なくとも審議は行なわれたらしい。というのも、1551年6月5日付でアンダルシアのドミニコ会の修道院長たちに対して、チャパ地方への伝道師の募集に従事するラス・カサスに便宜を図るようローマから命令が発せられているからである⁽¹⁴⁾。

一方、王室は同年6月16日にドミニコ会伝道団の派遣費用として国庫より5万マラベディをラス・カサスに先払いするよう命じる勅令を出し、⁽¹⁵⁾またラス・カサスの要望を聞き入れてチャパの

ドミニコ会修道院と教会のために必要な物資や書物を購入する資金を供与する決定を下した⁽¹⁶⁾。このようにして、ラス・カサスはインディアス、わけてもかつて自らが司教として管轄した地、すなわちチャパの改宗化の促進に必要な伝道師の募集と派遣計画に王室やドミニコ会の支援をとりつけた。

総会閉会后、バリャドリッドに戻ったラス・カサスは同年7月21日、ラドラダと共に同地のコレヒオ・デ・サン・グレゴリオと契約を結び、新しい三つの僧房とひとりの下僕が与えられ、以後の衣食住の保証を得た⁽¹⁷⁾。ラス・カサスはコレヒオに現金で400ドゥカドを寄付し、また、150,000マラベディの王室年金の提供を申し出た。レメサルによれば、こうした基金をもとに、同コレヒオに奨学制度ができた⁽¹⁸⁾。さらに、ラス・カサスは自分の所有する作品や書物を売却禁止の条件付きでコレヒオに寄贈した⁽¹⁹⁾。しかし、彼はコレヒオに対しまったく義務を負わず、以後、ドミニコ会の規則に拘束されることなく⁽²⁰⁾、自由に外出することが許可され、旅に出る時はその旅費を支給されることになった。同年9月21日、王室は宿舎係に勅令を出し、ラス・カサスのためにマドリッドに宿舎を用意するよう命じた⁽²¹⁾。つまり、ラス・カサスは自己の活動の場と考えた宮廷につき従って自由に旅することができたのである。こうして、彼はチャパに向うドミニコ会伝道団を組織すべくイスパニア中を旅することになった。

一方、1545年10月20日の新法撤回令によって存続が認められたエンコミエンダ⁽²²⁾は1549年2月22日付の勅令によってその基本的な性格に変化が加えられた。すなわち、同勅令により、以後エンコメンデロは租税の一部としてインディオの労働力を使役することができなくなり（私的労役 *servicio personal* の禁止）、王室官吏が査定し、徴収した租税の受領権のみを有する存在となったのである⁽²³⁾。租税査定の基準は「新法」第43条によって、インディオが以前にカシーケや支配者に負っていた額（量）を上廻ってはならないとされていたが、この命令は余り遵守されていなかった⁽²⁴⁾。1550年3月14日、メキシコのドミニコ会士ドミンゴ・デ・サンタ・マリーアはラス・カサスに、私的労役を禁じた勅令が無視されていると伝え、善後策を講じるよう依頼し⁽²⁵⁾、また、同年7月1日、ペルーのドミニコ会士ドミンゴ・デ・サント・トマスはインディアス枢機会議に書簡を送り、エンコミエンダのインディオが鉱山で酷使されていると報告している⁽²⁶⁾。王室はこうした状況を考慮し、1550年7月7日、過大な租税を受領している者にその返却を命じたり⁽²⁷⁾、また同年12月13日には私的労役を禁止する勅令を再発布したりして⁽²⁸⁾、エンコメンデロによる苛斂誅求を抑止しようと図った。当然、ラス・カサスも租税査定の問題および私的労役の禁止に大きな関心を払った。1549年頃、ラス・カサスはインディアス枢機会議に請願書を提出し、グワテマラ市議会の代表が縁者に数多くのインディオを所有する者がいる同地の司教フランシスコ・マロキンによる税額の再査定を求めていることに強く反対していた⁽²⁹⁾。同文書で、ラス・カサスは査定額では暮していけないという植民者の訴えに反論し、以前同様、勤労意欲の旺盛な農夫の派遣を勧説している⁽³⁰⁾。したがって、ラス・カサスはインディアスに渡る伝道師のみならず農夫の募集にも奔走したと考えられる⁽³¹⁾。

しかし、当時、ラス・カサスの最大の関心はチャパ地方へ向うドミニコ会伝道団を組織することであった。集団洗礼に反対し、平和的改宗化を唱道するラス・カサスは帰国後以来自己の伝道理念の実践地ベラ・パスが位置するチャパ地方へ伝道団を派遣する計画を抱いていた。ラス・カサスはこの計画の実現に最大の努力を払い、王室も数々の勅令を發布してその計画を支援した。⁽⁸²⁾そして、セプールベダとの論争や宮廷における活動で多忙を極めたラス・カサスは伝道団の派遣の仕事をドミニコ会士ビセンテ・デ・ラス・カサスに任せた。⁽⁸³⁾しかし、ビセンテ・デ・ラス・カサスがラス・カサスに宛て^{した}認めた書簡によれば、勅令の發布にも拘わらず、伝道師募集の仕事は思うように進捗しなかった。⁽⁸⁴⁾ビセンテは、通商院が渡航許可を速やかに発行してくれず、また、命じられた伝道団派遣の準備金を拠出しないので経済的苦境に立たされていること、ドミニコ会の各修道院長が計画の実施に消極的であること、それに、渡航を希望する聖職者がいても、彼の縁者がそれを妨げていることなどを報告している。それでも、1551年秋頃には、ラス・カサスが組織した19名のドミニコ会士から成る伝道団がビセンテによりセビーリャからインディアスへ派遣された。⁽⁸⁵⁾しかし、計画に従ってチャパ地方へ赴いたのはそのうちの僅か2名（ドミンゴ・デ・ティネオとディエゴ・デ・マルドネス）だけで、残りはエンコミエンダをめぐるラス・カサスと意見を鋭く異にする大勢のドミニコ会士のいるメキシコへ向った。この事実を知ったラス・カサスは自らチャパへの伝道団の組織と派遣の仕事に従事するためバリャドリッドを去り、翌1552年1月末、セビーリャに到着、有名な聖パウロ修道院に滞在することになった。同地で、彼は前年12月9日付の勅令で承認された32名のドミニコ会伝道団の組織と派遣に尽力し、同年2月1日に12名、同月12日に9名のドミニコ会士をブエルト・デ・カベリョス（チャパ地方へ赴くのに適した港）へ派遣するのに必要な資金を獲得した。⁽⁸⁶⁾こうして、生地セビーリャに滞在したラス・カサスは一方では“生涯で最も大胆な行為”⁽⁸⁷⁾を実行に移すことになった。すなわち、自らが著わした論文を印刷、出版させたのである。

19

ラス・カサスが1552年から翌年にかけて印刷、出版させた論文の題名と印刷の日付けは次のとおりで、印刷業者は一番目の作品を除いて、すべてセバスティアン・トゥルヒーリョである。

- 〔1〕1552年8月17日 エンコミエンダ制の廃止を訴えた『現存する悪の矯正』（*Entre los remedios...*）
- 〔2〕1552年9月10日 セプールベダとの論戦を扱った『バリャドリッド論戦概要』（*Aquí se contiene una disputa...*）
- 〔3〕1552年9月12日 インディオの奴隷化の不当性を説いた『インディオの奴隷化について』（*Este es un tratado... sobre la materia de los indios que se han hecho... esclavos*）
- 〔4〕1552年9月12日 インディアスで大きな反響を呼んだ賠償理論を述べた『告解規範』

(*Aquí se contienen unos avisos y reglas...*)

〔5〕1552年(月・日不明) 征服戦争の悲惨さを暴き、征服の即時停止を訴えた『インディアスの破壊についての簡潔な報告』(*Brevísima relación de la destrucción de las Indias*)

〔6〕1552年?(月・日不明) インディアスにおけるイスパニア国王の正当な権原を論じた『30の法的命題集』(*Aquí se contienen treinta proposiciones muy jurídicas*)

〔7〕1552年?(月・日不明) インディオの権利と王権を論じた『王権とインディオの正義について』(*Principia quaedam...*)

〔8〕1553年1月8日 主としてアレクサンデル六世の贈与教書の正しい解釈を論じた『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』(*Tratado comprobatorio del imperio soberano...*)

ロサーダ⁽³⁹⁾とワグナー⁽⁴⁰⁾は、最初ラス・カサスは9篇の論文の印刷を企図したと述べ、印刷されなかったのは主に王権を論じた作品で、死後1571年にフランクフルトで刊行された『王権論』(原題:*Erudita et elegans explicatio quaestionis utrum reges vel principes iure aliquo vel titulo et salva conscientia, cives ac subditos à regia corona alienare, et alterius domini particularis ditioni subicere possint?...*)⁽⁴¹⁾であろうと推測する。双方ともにその論拠をアントニオ・リョレンテの作品に求め、印刷に付されなかったのは、同論文が異端審問所に告発され、聖パウロと聖ペテロの教えに背馳する説が述べられへいとされたためであると主張する⁽⁴²⁾。ワグナーは、その告発者はセプールベグであるかもしれないと言い、証拠としてセプールベグの作品を挙げているが、説得力に欠ける⁽⁴³⁾。『王権論』の第一部が『王権とインディオの正義について』の内容と殆ど一致していることや、⁽⁴⁴⁾第二部が1555年以降の執筆であると考えられる点を考慮すれば、⁽⁴⁵⁾ロサーダとワグナーの仮説には無理がある。いずれにしても、ラス・カサスの作品(題名は明示されていない)が異端審問所に告発され、その結果印刷に付されなかったと主張するのが前述したりョレンテの作品だけであることから、事実の信憑性には問題があろう⁽⁴⁶⁾。

これまで、前述した8篇の論文の印刷・出版をめぐるいろいろと論じられてきたが、それは要約すれば次のような問題をめぐる議論である。

〔A〕ラス・カサスが論文の印刷・出版を命じる決心をしたその具体的動機は何か。

〔B〕勅許を得ずに印刷させたのか。もしそうだとすると、その行為はいかなる意味をもつのか。

〔C〕『インディアスの破壊についての簡潔な報告』はラス・カサスが著わした作品か。

〔D〕8篇の論文は一卷にまとめられて出版されたのか。それとも個別に出版されたのか。

〔E〕現存するいくつかの論文のかなりの印刷版に見られるペン書きの訂正のもととなったものは何か。

〔F〕『バリャドリッド論戦概要』には異なる表紙の二版が存在するが、この事実は何を意味するのか。

〔D〕、〔E〕、〔F〕に関しては最近イサシオ・ペレスが次のような結論らしきものを示した。

〔D〕について：ラス・カサスは『告解規範』と『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』

を除く6篇の論文のいくつかの印刷版を一巻にまとめて出版した。また、『現存する悪の矯正』、『インディオの奴隷化について』と『バリアドリッド論戦概要』にはゴチック体で印刷された訂正表が付されている。

[E]について：上記3論文のかなりの印刷版に見られるペン書きの訂正は読者によるものではなく、おそらくラス・カサスが出版後に気付いて付け加えた訂正表（[D]で言及したゴチック体活字で印刷）にもとづくものである。ただ、ペン書きの訂正がラス・カサスの自筆かどうかは不明。

[F]について：異なる二版はいずれもゴチック体で印刷され、奥付も同じ（セビーリャ、セバスティアン・トゥルヒーリョ、1552年9月10日）であるが、いずれか一方は奥付に偽りがある。他の論文を印刷したセバスティアン・トゥルヒーリョの用いた活字に極めて酷似しているが、微妙な差（活字の大きさや形）が見られる。したがって、トゥルヒーリョ版が絶版になったのち、ラス・カサスがセプールベダの *Proposiciones temerarias ...* の刊行を知り、初版をもとに他の印刷業者に印刷させたものと考えられる。⁽⁴⁷⁾

したがって、ここでは[A]、[B]、[C]の問題点に関して簡単に考察する。

【A】：フリーデは、1552年になってはじめてラス・カサスに作品を印刷させる時間的余裕ができたとするハンケ説を非難し、出版された論文の大半が殆ど10年前ぐらいから執筆されてすでに完成していたものであり、ラス・カサスがイスパニアへ帰国した1547年から52年に至る期間の方がそれ以前よりも時間的余裕に恵まれたということは立証できないと主張する。⁽⁴⁸⁾ 確かに、この点ではハンケ説は説得力に欠ける。ロサーダやフリーデの言うとおり、ラス・カサスは、書物の出版がそれまでその作品で扱われているテーマに無関心であった人びとに大きな影響を及ぼすこと、すなわち社会的な影響力をもつことや印刷が思想を伝える道具として大きな力をもつことに気付いていた。これは、以前ラス・カサスがセプールベダの『第二のデモクラテス』の出版に声を大にして反対したことで立証される。⁽⁵⁰⁾ しかし、後述するように、1552年の印刷・出版は一般の不特定多数の読者を対象にしたものではなく、極めて限られた人たちを対象としたものであった。したがって、ロサーダらの主張は余り強調されてはならない。

ヒメネス・フェルナンデスは、ラス・カサスは1552年9月にチャパ地方に向けて出発予定のドミニコ会伝道団に自己の思想を説き、かつ、理解させるために書物の印刷を命じたと述べ、それゆえに『告解規範』が印刷されるとすぐ、ラス・カサスはそれを手渡すため、セビーリャを離れ、伝道師の乗った船サンタ・マリーア・デ・コンセプション号が投錨しているサン・ルカス・デ・バラメダに向ったと主張する。⁽⁵³⁾ フリーデもこの説に同調的である。⁽⁵⁴⁾ これに対し、ロサーダは、1552年頃にラス・カサスはそれまでの仕事のごとく水泡に帰すのではないかと感じ、そのために印刷を決意したと述べているが、ラス・カサスがそうした危機感を抱くに至った原因に関しては全然言及していない。⁽⁵⁵⁾ 一方、ロサーダと同様に危機感を印刷の動機と考えるハンケはその原因をベネスエラにおける植民計画の失敗、ベラ・パスの平和的改宗化の挫折、「新法」の撤回、チャパコ教時代に惹起した信者との熾烈な対立、セプールベダとの論戦の未決と征服の続行などに求

めている。⁽⁵⁶⁾しかし、このハンケの主張には飛躍がある。つまり、ベラ・パスにおける平和的改宗化は、1552年5月25日にグワテマラのアウトディエンシアの総裁A・ロペス・デ・セラートがカルロス五世に書き送った報告や実際に同地で布教活動に従事していたペドロ・デ・アングロが皇帝に宛てた翌年4月4日付の書簡を見れば、52年の段階で改宗化が挫折したとは断言できない。⁽⁵⁷⁾また、征服の続行も国王より公式に勅許がおりののは1556年5月13日のことなのである。⁽⁵⁸⁾とはいえ、ハンケの主張するように、長年に亙る努力にも拘わらず、インディアスの状況が改善されるどころか、むしろ悪化していたことがラス・カサスに危機感を抱かせることになったのは確かであろう。それでも、何故この時期にそうした危機感がラス・カサスに論文の印刷を決意させたのかという疑問は残る。この時期、ラス・カサスは自らの努力が無駄に終るかも知れないという現実的な危機感よりもはるかに深い思想的な危機に襲われたのではないのか。これを解く鍵は彼のセビーリャへの旅と同地での滞在にあるように思われる。

既述したように、ラス・カサスはチャパへ向うドミニコ会伝道団を自らの手で組織し派遣するためにセビーリャへ赴き、伝道団派遣費用の調達や渡航許可の獲得のために通商院と交渉したりした。しかし、ヒメネス・フェルナンデスも指摘しているとおり、⁽⁶⁰⁾それだけの目的でラス・カサスがセビーリャへ赴いたと考えるのは早計であろう。この伝道団派遣計画を支援する勅令がドミニコ会の各修道院長に対して出されたことや、既述したようにラス・カサスに代って伝道師募集の事に携っていたピセンテ・デ・ラス・カサスが、仕事が進捗しないと嘆く書簡を数々とラス・カサスに送っていたこと、それに、ラス・カサスの伝道理念にもとづいてフロリダの平和的改宗化に向ったルイス・カンセルが殉教したことがすでにイスパニアで知られていた事実⁽⁶²⁾などを考慮すれば、必ずしもドミニコ会士たちがラス・カサスの計画に共鳴していたとは言えまい。別稿で明らかにしたように、⁽⁶³⁾すでにラス・カサスはエンコミエンダ制をめぐってメキシコのドミニコ会士たちと対立していたし、また、インディオの本性をめぐりドミンゴ・デ・ベタンソスのように全く正反対の考えを抱く者も同じドミニコ会士の中に少なからずいた。⁽⁶⁴⁾さらに、ヒメネス・フェルナンデスによれば、1551年5月のドミニコ会総会において新しくサン・ピセンテ・デ・チャパス管区が設けられた結果、わけてもメキシコのドミニコ会士たちはラス・カサスに敵意を抱くようになった。⁽⁶⁵⁾

こうして、征服戦争とエンコミエンダ制を否定し、賠償理論の実践を訴え、インディオの平和的改宗化のみがインディアスにおけるイスパニア国王の支配の正当な権原であるというラス・カサスの考えは次第にドミニコ会士に支持されなくなってきた。チャパに向う伝道団を組織する過程で、ラス・カサスはそのことをはっきりと認識したに相違ない。そして、それは、ドミニコ会がインディアスの福音化の主導的機関となるのを願っていたラス・カサスにとり極めて深刻な問題であった。すなわち、支配は改宗化のための手段にすぎない、換言すれば、支配はひたすら伝道事業に由来する超自然的性格をもつもの⁽⁶⁶⁾と考えるラス・カサスにとって、平和的改宗化の否定はインディアスにおけるイスパニア国王の権原の否定につながる許容しがたい態度であり、そ

れが以前のように王室官僚や植民者によるのではなく、同じ修道会に属する人びとによるのであれば尚更のことであった。平和的改宗化を通じてインディオの救霊を達成するのが神意であると考えるラス・カサスにとり、聖職者の存在と役割は、征服者、植民者、王室官僚、ひいては国王のそれよりも、はるかに重要なものであった。したがって、ラス・カサスが、殉教してでも神意の実現に尽すべきと考えた聖職者⁽⁶⁷⁾がその任務を遂行しようとしな^いのを知り、大きな危機感を抱いたのは当然のことであった。それはインディオの悲惨な状況が改善されないという具体的な現実改革に対する危機感というよりも、神意が全うされていないという認識に発するより以上に内的な危機感であった。1551年にチャバ地方の伝道に向うべくセビーリヤで待機しているドミニコ会士たちがその任務に不平を訴えていると報告したメルセード会士で、チャバより帰国したばかりのエルナンド・デ・アルボランチャの書簡を受け取ったラス・カサスは尚一層強くその危機感を抱いたに違いない。⁽⁶⁸⁾そして、この危機感がラス・カサスを、インディアスと最も密接な関係を保ち、かつ、伝道師の集結する町セビーリヤへ赴かせたのであった。同地で、ラス・カサスはかなりの慎重を期して、チャバへ向う伝道師の人選に携わり、1552年5月13日、25名のドミニコ会士の渡航準備をすべて整えた。⁽⁶⁹⁾

一方、インディアスとの交易で繁栄するセビーリヤの様相はラス・カサスにさらに大きな危機感を与えた。インディアスより運ばれてくる金、銀、真珠、その他の産物は例外なく、彼にはインディオの血と涙に映った。⁽⁷⁰⁾つまり、ラス・カサスは繁栄する町セビーリヤの中に、摂理に背いて流れゆく時代の姿を看取り、暗い未来を予感したのである。また、それは自己の力ではその時代の潮流をおし止めることができないという、いわば絶望に近い危機感でもあった。⁽⁷¹⁾1552年10月25日付のラス・カサスの書簡にある“神は私に、他人の悲しみに休むことなく涙を流す役目を仰せになったかのようである”、“神よ、私の長年の予言が適中せざることを”⁽⁷²⁾という文中にそのような感情を読みとることができよう。しかし、数少ないとはいえ、現実にインディアスで彼の理念にもとづいて平和的改宗化に従事する“清廉潔白”な伝道師が存在するかぎり、ラス・カサスは彼らを見捨てるわけにはいかなかった。ラス・カサスは彼らの活動に最後の期待をかけざるをえなかった。そして、本国にいたラス・カサスにとり彼らを支援するためにできることと言えば、自分の抱いた危機感を他者に共有させることしかなかった。そこで、彼は具体的な方法として、インディアス支配の本来の目的、その目的と大きくかけ離れた現状、その現状を改善し目的を達成する方法を対インディアス政策の立案者であり責任者でもある国王やインディアス枢機会議、それに神意の実現に仕えるべき聖職者（とりわけ伝道師）に伝えようと考え、論文の印刷・出版を決意した。すなわち、ラス・カサスは神意に背く時代の流れに正しい方向を与えるための最後の手段として論文を印刷・出版させたのであった。そして、印刷されたいくつかの論文はチャバに向けて出版するドミニコ会伝道師たちに手渡された。⁽⁷³⁾

したがって、これらの論文は広く一般読者を対象に“公刊”されたのではなく、『インディアスの破壊についての簡潔な報告』や『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』の刊行趣旨

に述べられているように⁽⁷⁴⁾、皇太子フェリペをはじめとするイスパニアの政府要人や伝道師のために出版され⁽⁷⁵⁾、その部数も限られていた。イサシオ・ペレスの主張するように⁽⁷⁶⁾、『告解規範』——とくに伝道師のために印刷されたと考えられる——と『イスパニア国王のインディアス支配権立証論』を除く6篇の論文のいくつかの印刷版が1巻にまとめられて出版され、しかも訂正表が付されていたとすれば、それは1月8日以前に、フェリペや政府要人のために“読み易さ”を考慮とられた処置であろう。

周知のとおり、『告解規範』はインディアスで大きな反響を呼んだし⁽⁷⁷⁾、『インディアスの破壊についての簡潔な報告』(以後『報告』と略す)はイスパニアの「黒い伝説」の生みの親とまで考えられるほど諸外国にまで流布し、数々の翻訳が刊行される結果になった⁽⁷⁸⁾。しかし、この事実はラス・カサスの出版の意図とはかけ離れたものであり、それを論拠にラス・カサスを“現代ジャーナリズムの先駆者”⁽⁷⁹⁾であるというロサーダの主張には首肯できない。これ以後、ラス・カサスは1篇の論文も印刷に付していないからである。

【B】：史家の意見はラス・カサスが勅許を得ずに論文を印刷・出版させたことに一致していて、彼らはその行為の意味を論じてきた。しかし、当時、インディアス関係の書物を印刷させるのに勅許が必要であったのか、すなわち手稿段階での検閲が制度化していたのかという問題に言及している史家は数少ない⁽⁸⁰⁾。勅令でインディアス関係の書物の印刷・出版には勅許が必要であると明確に定めているのは1556年9月21日付のものが最初である⁽⁸¹⁾。各史家も“無許可にて刊行”と述べているが、その論拠を示していない。確かに同時代の史料であるセプールベダの作品の題名には明確に“無許可にて刊行”と記されている⁽⁸²⁾。しかし、セプールベダが自著『第二のデモクラテス』の出版をめぐるラス・カサスと対立していた経緯を考慮すれば、この表記は意図的なものと思われる。いずれにせよ、論文の印刷・出版に際し、ラス・カサスは勅許を得る必要はなかったと考えるべきであろう。

フリーデは1544年にメキシコで出版されたドミニコ会士ペドロ・デ・コルドバの『キリストの教え』*Doctrina cristiana*の例を挙げ、仮令対象が伝道師であるにせよ、印刷には許可が必要であったと主張し、さらに、ラス・カサスが無許可で論文を刊行したことは彼が宮廷において絶大な信頼を得ていたことの証左であると論じる⁽⁸³⁾。なるほど、コルドバの『キリストの教え』の表題には“この作品は国王陛下の命により当ヌエバ・エスパーニャの異端審問官並びに巡察吏に任じられた学士テリョ・デ・サンドバル殿により一覽、検討され、同氏の承諾を得たものである。1544年、国王陛下の特権を得て”と記されている⁽⁸⁴⁾。しかし、1545—46年にメキシコ司教フワン・デ・スマラガが印刷させた作品にはそのような表記は見当たらない⁽⁸⁵⁾。したがって、44年の出版は恰度その当時国王より「新法」の実施などを目的にメキシコへ派遣され、同地に滞在していたテリョ・デ・サンドバルに認められたため、前述した表記がわざわざ捜入されたのであり、その表記が書物の出版に勅認が必要であったことを立証するとは考えられない。

【C】：論じるまでもなく、『報告』がラス・カサスの著わした作品であることは疑問の余地がな

い。ただこのような疑問が惹起したことは、『報告』がヨーロッパ各地におけるイスパニアの「黒い伝説」の流布にいかにか大きな役割を果たしていたかを如実に物語っている。17世紀、アントニオ・デ・レオン・ピネロは『インディアス法令論』 *Tratado de confirmaciones reales* (1630年)の中で『報告』に関して次のように記した。「これはイスパニア人に向けて彼が書き記したこのうえなく奔放かつ酷烈な作品である。著者の正しい熱意と誠実な意図が理解されなければ、著者はフランスのカサウス家出身の外国人ではないかと推測されうるほどである⁽⁸⁶⁾」。マヌエル・Ma.・マルティネスによれば、この記述をもとに、ドミニコ会士メレンデスが『報告』の著者をフランス人、出版地をリヨンであると想定したらしい⁽⁸⁷⁾。

また、1822年パリでラス・カサスの他の作品と共に『報告』を刊行したアントニオ・リョレンテは『報告』の執筆から出版までの経緯を史実に則して記したが⁽⁸⁸⁾、1892年、メネンデス・ペラーヨはコロンによるアメリカ発見400年を記念して論文を著し、次のような意見を述べている。

「『インディアスの破壊』というすさまじい精神錯乱の書は彼（ラス・カサス）ではなく、修道士バルトロメー・デ・ラ・ペニャもしくはドミニコ会の別の修道士の手になったものかも知れない」と⁽⁸⁹⁾。

尚、1552年、『報告』執筆当時にはなかった“手紙の一部”が『報告』の付録のような形で印刷・出版されている⁽⁹⁰⁾。ヌエバ・グラナダにおけるセバスティアン・デ・ベラルカサル（名前は明示されていない）やフワン・デ・アンプディアの残虐行為を記したこの書簡は内容的にみて、ラス・カサスが『報告』で意図したものと合致していたので、付け加えられたものと考えられる⁽⁹¹⁾。

20

印刷・出版された論文の中にはこれまでに言及しなかった作品があるので、その作品について簡単に考察してみよう。それは『王権とインディオの正義について』と題される論文で、出版された論文中、ラテン語で著わされた唯一のものである⁽⁹²⁾。ラテン語の原題が示すとおり、論文はインディオ問題を論じる際の出発点となるべき原則を4つ挙げ、各原則から帰結を導くという形をとっている。4原則とその帰結は以下のとおりである。

【第1原則】 異教徒、キリスト教徒を問わず、世界のすべての人間は例外なく神の法、自然の法および人定の法にもとづいて、人間より劣るものを所有することができる⁽⁹³⁾。→(帰結)①異教徒は正当に自己のものを所有する⁽⁹⁴⁾②人が個人もしくは国家の名のもとに、他人がすでに自らのために所有し、かつその所有者となっているものを、正当な原因なくして、彼から無理矢理奪うのは不正である。これは所有者がキリスト教徒であろうとなかろうと無関係である⁽⁹⁵⁾。

【第2原則】 ただひとりの人間が他の大勢の人間を支配する権利は別名管轄権といわれ、自然の法と人定の法に属し、彼は共通善の達成に心を配り、それを目標とする義務を担っている⁽⁹⁶⁾。→(帰結)①共通善の達成に心を配る義務が課されているかぎり、異教徒の間にも、そうした支配

権や管轄権は存在する⁽⁹⁷⁾②誰であれ、個人もしくは国家の名のもとに、他の上位者に従属しない君主もしくは審判者が臣下に対して有する、もしくは行使する支配権すなわち管轄権を彼から正当な原因なく剥奪、横領したり、その行使を妨げるのは不正である。これはその君主がキリスト教徒であろうとなかろうと無関係である⁽⁹⁸⁾

【第3原則】 人間も物も土地も、また管轄も統治も、すなわち前記二原則で扱った物および人間に対する支配もことごとく、自由なものであり、少くとも反証されないかぎり、自由なものと考えられる⁽⁹⁹⁾→(帰結)土地および独自の王国を有し、かつ最初からその土地に居住している人々、民は、仮令異教徒であっても、例外なく自由な民であり、彼らは自身の上位者以外に誰をも上位者と認めない。そして、彼らの上位者は自らの王国において、現在皇帝が帝国において有するのと変らない至上の君主としての権利と全き権能を有する⁽¹⁰⁰⁾

【第4原則】 いかなる種類の民であれ、自由である民を靈的もしくは俗的に支配する者は自らの統治を共通善に秩序づけ、かつ、彼らをその本性に従って統べなければならない⁽¹⁰¹⁾→(帰結)

①靈的な目的に関するかぎり、いかなる世俗権力も靈的権力に従うべきである。また、世俗権力は靈的権力から法や規則を受けとるべきで、それらの法によって、靈的目的を達成したり、目的の達成を阻害するかもしれないあらゆる危険を避けたりできるよう統治を行なうのが望ましい⁽¹⁰²⁾

②これらすべてのインディアスの国々とその民は、彼らの幸福と彼ら自身のために、靈的かつ俗的に統べ治められるべきである。したがって、彼らに関する世俗的統治においていかなるものが実行かつ整えられるにせよ、イスパニア国王は彼らの靈的かつ俗的なありとあらゆる幸福を考慮してそれを実行かつ整えなければならない⁽¹⁰³⁾

ラス・カサスによれば、人間は社会的動物、すなわち、孤立してはその本性を達成することのできない存在であり、したがって社会は自然的な事実であり、すべての社会はその成員を完成へ導く権威を必要とする。この権威こそが政治的権力であり、それは人びとの自由な選挙によってある特定の人物に委ねられるもので、これによらない君主の支配は不正かつ圧制的なものとなると論じる⁽¹⁰⁴⁾つまり、『現存する悪の矯正』の第9番目の理由で間接的に言及された人民とその支配者との契約関係がこの論文ではより明確に論じられる。そして、この政治契約にもとづいて統治する君主は当然、共通善の達成をその主たる目的とするのを義務づけられる。論文においてラス・カサスが直接インディアスに言及するのは第4原則の第2帰結の論証の時のみである。論文で展開されるのは国家と政治権力(王権)の起源や国王と人民の関係に関する理論であり、したがって論文は支配の本性を論じた政治哲学的なものである⁽¹⁰⁵⁾しかし、ワグナーの指摘するように⁽¹⁰⁶⁾明らかにラス・カサスはこの作品によってエンコミエンダ制の不当性を理論的に立証しようとした。ラス・カサスはすでに1542年に『現存する悪の矯正』を著わし、20の理由を挙げてエンコミエンダ撤廃の必要性を訴えていた。同論文において、彼は、エンコミエンダがインディアス支配の唯一の目的(改宗化)の達成を妨げ、インディオから人間の生来の属性である自由を奪い、彼

らを奴隷化している状況やエンコメンデロの封建領主化による王権侵害の危険などを明らかにした。⁽¹⁰⁷⁾一方、『王権とインディオの正義』では、王権が自然の法にもとづいて人民に由来し、国王はあくまで人民の共通善達成のために存在するものであること、すなわち人民が国王の存在の目的因であることを主張し、エンコミエンダによる弊害については全然言及していない。また、この作品では、ラス・カサスは、「誰よりもイスパニア国王は自らの利益を犠牲にしてでもインディオの究極的目的、つまり永遠なる幸福の達成に全力を尽さなければならない」と論じ、⁽¹⁰⁸⁾『現存する悪の矯正』のように国王の現世的利益を勸案したり、エンコミエンダの導入に対して国王の責任を弁じたりはしない。むしろそこに、国王の責任を追求しようとする態度をみることも可能であろう。

こうして、8篇の論文を印刷・出版させたのち、1553年1月中旬頃、ラス・カサスはセビーリヤを去った。⁽¹⁰⁹⁾そして、以後も宮廷において平和的改宗化の実現やインディオの悲惨な状況の改善のための運動を積極的につづける。しかし、インディアスの現実はますます彼の描く姿からは乗離し、それと同時に彼の態度もさらに急進化していく。その発端となるのがエンコミエンダの恒久化を求めるペルーの植民者たちの運動である。(未完)

〔註〕

- (1) 拙稿「セプールベダとラス・カサスの論争——『異論』と反論——」*Estudios Hispánicos* (大阪外国語大学西語科研究室発行) Vol. 5 1978年, pp. 113—130, 121—122.
- (2) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品(5) —セプールベダとの論戦—」大阪外国語大学学報第44号 1979年, pp. 67—85, 73.
- (3) Lewis Hanke, *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America*. Philadelphia 1949, p. 129 (邦訳『スペインの新大陸征服』染田秀藤訳 平凡社 1979年, p. 201)
- (4) M. Giménez Fernández, "Estudio preliminar" en *Fr. Bartolomé de Las Casas Tratado de Indias y el doctor Sepúlveda*. Caracas. 1962, p. xxxv.
- (5) Lewis Hanke y M. Giménez Fernández, *Bartolomé de Las Casas 1474-1566. Bibliografía crítica y cuerpo de materiales*. Santiago de Chile. 1954. Docs. 334, 335, 336. pp. 130—131. M. G. Fernández, "Las Casas en 1552" en *Tratados de Fray Bartolomé de Las Casas*. México. 1965. p. xxxi. 同じく、枢密院より10万マラベディの恩賞が授与され、同月12日には20万マラベディの年金の支払いをヌエバ・エスパーニャの王室官僚に命じる勅令も発布されている (Hanke, L. y G. Fernández, *op. cit.*, Doc. 337. p. 131.)
- (6) 例えば、禁止令にも拘わらずりに於て、ペドロ・デ・バルディビアによる征服が続行していた。(Silvio Zavala, *Las instituciones jurídicas en la conquista de América*. México. 1971. Cap. XI p. 467)
- (7) L. Hanke y M. G. Fernández, *op. cit.*, Doc. 336. p. 131
- (8) M. G. Fernández, "Las Casas……" *art. cit.*, pp. xxxvii—xxxix.
- (9) "Declaración de Las Casas sobre el alegato de abonos de Carranza (Madrid, 22-IX-1562)." Cit. por José Ignacio Tellechea Idigoras, *El Arzobispo Carranza y su tiempo*. II Madrid. 1968. pp. 54—58. 56.
- (10) "Petición al Consejo de Indias" en *Opúsculos, Cartas y Memoriales de Fray Bartolomé de Las Casas*. Biblioteca de Autores Españoles (以後BAE.と略記) CX. Madrid. 1958. pp. 292—293.
- (11) M. G. Fernández, "Las Casas……" *art. cit.*, pp. xl—xli.
- (12) *Ibid.*, p. xlii.
- (13) Antonio de Remesal, O.P., *Historia general de las Indias Occidentales y particular de la Gobernación de Chiapa y Guatemala*. BAE. CLXXXIX Madrid. 1966. Lib. IX. Cap. VI. § 2. p. 211. 同年5月、ローマ教皇庁よりラス・カサスのチャパ司教辞任が認められた。ラス・カサスは1550年夏頃に司教辞任を決定した

らしく、同年9月11日付書簡でカルロス五世は教皇庁駐在大使ディエゴ・ウルタード・デ・メンドーサに、後任の司教としてラス・カサスの推挙するトマス・カシーリャスを叙階する承認を得るための交渉の開始を要請している (Antonio Ma. Fabié, *Vida y escritos de don Fray Bartolomé de Las Casas, obispo de Chiapa*. Madrid. 1879. II. pp.151-153)

- (14) L. Hanke y M. Giménez Fernández, *op.cit.*, Doc. 339. p.132.
- (15) *Ibid.*, Doc. 340. p. 132.
- (16) Remesal, A. de, *op. cit.*, Lib. IX. Cap. XIII. §1. p. 235a.
- (17) Narciso Alonso Cortés, "Fray Bartolomé de Las Casas en Valladolid" *Sumandos Biográficos*. Valladolid. 1939. pp.45-53.
- (18) Remesal, A. de, *op. cit.*, Lib.X. Cap. XXIV. §7. p.370b.
- (19) 契約のこの箇所を読めば、ラス・カサスがインディアスへの渡航を全く考えていなかったわけではないことが判る ("...y si fuera a las yndias y muriese en ellas, que en tal caso los [mis libros y escritos] podays vender o traellos a esta dicha casa e hazer dellos lo que quisieredes..." N.Alonso Cortés, *art.cit.*, p.52)
- (20) Agustín Dávila Padilla, O.P., *Historia de la fundación y discurso de la provincia de Santiago de México de la Orden de Predicadores*. México. 1955. Lib. I. Cap.CIII. p.324b. "Alcanço licencia para viuir en aquel ilustre colegio de san Gregorio de Valladolid : cosa tan nueva y tã estraña, como lo era el subjecto que la hazia con dispensaciõ Apostolica."
- (21) L. Hanke y M. Giménez Fernández, *op.cit.*, Doc. 347. p.134.
- (22) 参照：拙稿「新法」撤回に関する一解釈" *Estudios Hispánicos* Vol.4. 1977. pp.61-73.
- (23) Vasco de Puga, *Provisiones, cédulas, instrucciones para el gobierno de la Nueva España*. Colección de Incunables Americanos. Siglo XVI. Vol. III. Madrid. 1945. Fols.172-173. この勅令は「新法」の諸規定にもとづいて発布されたものであるが、間もなく公益に資すると考えられる事業には極めて低い賃金のもとでインディオを強制的に使役する労働形態が生れる。これをレバルティミエント (メキシコではクワテキル、ペルーではミタ) と言う (参照：François Chevalier, *La formación de los latifundios en México, Tierra y Sociedad en los siglos XVI y XVII* 2a.edición. México. 1976. Cap. II. § II. pp.97ss.)
- (24) サバラによると、49年の勅令はヌエバ・エスパーニャでは効果があったが、チリでは遵守されなかった (Silvio Zavala, "Orígenes coloniales del Peonaje en México" en *Estudios Indianos*. México. 1948. pp.309-353. 316-319.) しかし、サバラのこの説は相対的なもので、余り強調されるべきではなからう。
- (25) A.Ma. Fabié, *op.cit.*, II. pp.183-184. ヌエバ・エスパーニャの初代副王メンドーサ及びオ二代副王ルイス・デ・ベラスコもこの勅令の実施に余り積極的ではなかった。この件については次の作品を参照されたい。
・Lesley B. Simpson, *The Encomienda in New Spain The beginning of Spanish Mexico*. University of California Press. Berkeley and Los Angeles 1966. pp.141-158.
・Ma. Justina Sarabia Viejo, *Don Luis de Velasco Virrey de Nueva España 1550-1564*. Sevilla. 1978. pp.301-326.
- (26) "Habrã cuatro años que para acabar de perderse esta tierra se descubrió una boca de infierno por la cual entran cada año desde el tiempo que digo gran cantidad de gente que la codicia de los españoles sacrifica a su dios... de doscientas leguas y más envían a los pobres indios de por fuerza de cada repartimiento...lo cual cuã contra la razón y leyes de libres sea ninguno que sepa qué cosa es libertad lo ignora ; porque echar a las minas por fuerza es condición de esclavos o de hombres condenados a tan grave pena por graves delitos y no ley de libres como V. A. en sus provisiones y ordenanzas dice ser esta pobre gente..." (Cit. por Silvio Zavala, *El servicio personal de los indios en el Perú. extractos del siglo xvi*. Tomo I. México. 1978. p.15.) 尚、文中のレバルティミエントは註(23)で言及したものと違い、エンコミエンダの同義語として用いられている。
- (27) *Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias* ... Lib. VI. Tit. V. Ley 51. [Madrid. 1973. Tomo II. Fol.215v.]
- (28) Manuela Cristina García Bernal, "Los servicios personales en el Yucatán" en *Estudios sobre política indigenista española en América* Tomo II. Valladolid. 1976. pp.269-279. 271-272.
- (29) *Representación al Consejo de Indias, contra las pretensiones de un procurador enviado por la provincia de Guatemala*. BAE. CX. Doc. XXIX. pp.290-292. これはグワテマラのアウディエンシアの総裁アロ

ンソ・ロベス・デ・セラートが「新法」を実施してインディオを解放したこと等に端を発するグワテマラ市議会の反セラート運動に激しい非難を浴びせた文書である。セラートによる改革及びそれに対する反動については、William L. Sherman, *Forced Native Labor in Sixteenth-Century Central America*. Nebraska. 1979. part. II. Chapters 8-9. pp.129-188. が詳しい。尚ラス・カサスと司教マロキンの対立に関し、サエンス・デ・サンタ・マリアは従来の対立説の再考の必要性を訴えているが、実証性に欠ける。この点については次の二論文を参照されたい。

・Carmelo Sáenz de Santa María, S.I., "Una cláusula desconocida del testamento de Fray Bartolomé de Las Casas y el último período de su vida (1547-1566)" en *Estudios sobre Fray Bartolomé de Las Casas* Sevilla. 1974. pp.97-121. 102-103.

・Manuel Ma. Martínez, "El Padre Las Casas y el Obispo Marroquín" *Ciencia Tomista* Tomo C. Nums. 322-323. Salamanca. Enero-Junio 1973. pp.299-307.

- (30) *Representación...cit.*, p.292b. "Y por esto muchas veces digo y suplico en este Real Consejo que la verdadera población y remedio de aquellas Indias consiste en enviar labradores, gente llana y trabajadora,..."
- (31) Angel Losada, *Fray Bartolomé de Las Casas, a la luz de la moderna crítica histórica*. Madrid. 1970. p.290.
- (32) L. Hanke y M. Giménez Fernández, *op. cit.*, Doc. 340 [1551 · VI · 16] p.132 ; Doc. 349 [1551 · IX · 21] p.135 ; Doc.353 [1551 · XII · 9] p.136 ; Doc.356 [1551 · XII · 18] p.137 ; Doc.357 [1551 · XII · 22] p.137.
- (33) Vicente Beltrán Heredia, "El maestro Domingo de Soto en la controversia de Las Casas con Sepúlveda" *Ciencia Tomista* XXIV. Num. CXXXIII. Salamanca. Enero-Febrero 1932. pp.35-49. 48.
- (34) L. Hanke y M. Giménez Fernández, *op. cit.*, Doc. 343 [1551 · VIII · 9] p.133 ; Doc. 346 [1551 · IX · 7] p.134 ; Doc. 351 [1551 · X · 21] p.135 ; Doc. 352 [1551 · XI · 9] p.136 ; Doc. 359 [日付不明] p.138. [参照 M. Giménez Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, p. xxx-xxxviii y xl vii.]
- (35) M. Giménez Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, p. XLIX. 同年、ニカラグワに向けて11名のドミニコ会士が出発しているが詳細は不明。伝道師の派遣に関しては、Pedro Borges. *El envío de misioneros a América durante la época española*. Salamanca. 1977が詳しい。
- (36) *Ibid.*, pp. lx-lxi.
- (37) Henry Raup Wagner, *The Life and Writings of Bartolomé de Las Casas*. Albuquerque. 1967. p.186.
- (38) 1500年にセビーリャに来て、印刷所を開いたドイツ系のフワン・ハコボ・クロンベルガーにより印刷される。(クロンベルガーに関しては、Irving A. Leonard, *Los Libros del Conquistador*. México 1953. pp.92-95 を参照)
- (39) A. Losada, *op. cit.*, pp.291-294.
- (40) Henry R. Wagner, *op. cit.*, pp.187-189.
- (41) 同作品がラス・カサスの著わしたものかどうか論議されていたが、ルシアーノ・ペレーニャらの綿密な研究により、今日ではラス・カサスの著作であることが確認されている(参照: *Bartolomé Las Casas, De Regia Potestate o derecho de autodeterminación*. edición crítica bilingüe por Luciano Pereña, J. M. Perez-Prendas, Vidal Abrily Joaquín Azcárraga. Madrid. 1969. pp. cxiv-cxxi.) 尚、ファビエーはこの作品の題名を内容に一致させて「王権の問題」*Quaestio de imperatoria potestate*. としている (Antonio Ma. Fabié, *op. cit.*, I. pp.321-324.)。
- (42) Juan Antonio Llorente, *A Critical History of the Inquisition of Spain*. [The English Edition Published in 1823]. Massachusetts. 1967. "In one of these, he (Casas) endeavours to prove that the kings have not the power of disposing of the property and liberty of their American subjects, and of giving them to other masters, either under a feudal tenure, or from a right of conquest. This work was denounced to the Inquisition as opposed to the declarations of St. Paul and St. Peter, concerning the submission of serfs and vassals to their lords. The author was much grieved when he heard that it was intended to prosecute him; but the council only required of him, in an official manner, the remittance of the work and the manuscripto." (Chap. XXIV pp.285-286.)
- (43) ワグナーはセプールベダの「修道士ラス・カサスが無許可にて刊行した、インディアスの征服に関する書物に、セプールベダ博士が指摘する無謀にして恥すべき、また異端的な諸命題」*Proposiciones temerarias, escandalosas y heréticas que notó el doctor Sepúlveda en el libro de la Conquista de Indias, que Fray Bar-*

tolomé de las Casas, obispo que fue de Chiapa, hizo imprimir "sin licencia" en Sevilla, año de 1552. (Antonio Ma. Fabié, *op.cit.*, II. Apéndice XXV. pp.543-559.) [以後 *Proposiciones temerarias...* と略記] という作品の表題にある「異端的な」*heréticas*という言葉に注目している。しかし、セプールベダは以前にもラス・カサスの「告解規範」を「恥ずべき、また悪魔のごとき」書物 *el libro "escandaloso y diabólico"* と非難しているし (*Carta del doctor Juan G. de Sepúlveda a Felipe II. a 23 de septiembre de 1549.* cit. por Angel Losada, *Juan Ginés de Sepúlveda A través de su "Epistolario" y nuevos documentos.* Madrid. 1973. pp.572-574.573), *Proposiciones temerarias* の執筆の動機が「バリャドリッド論戦概要」の刊行にあることは彼自身明言しているところである。

- (44) 参照: *Bartolomé de Las Casas, De Regia Potestate... op.cit.*, "Estudio preliminar" pp.cxxii-cxxviii.
- (45) *Carta al maestro Fray Bartolomé Carranza de Miranda 1555-VIII.* BAE. C.X.Doc. XXXVII pp.430-450. "Cuando V.P. quisiere o el Rey, que todo lo que en esta carta o tratado digo, tocante al Derecho, se lo dé probado por toda ley natural y divina y también por humanas y canonicas leyes, yo se lo daré más cumplido pue lo afirmo;" (p.450b.)
- (46) ペレーニャは「王権論」が異端審問所に告発された可能性を認め(註(44)p. xi.)、別の個所では、1555年末から翌年初頭にかけて著されたという「国有財産の譲渡及び公職売却の禁止について」*De non alienandis opibus a regia corona, nec vendendis publicis officiis* が告発の対象となりえたと推量する (*Ibid.*, p. cxxvii). このペレーニャ説に対し、マヌエル・Ma・マルティネスは激しい非難を浴びせている(参照: M.Ma, Martínez, "Información bibliográfica" *Revista de Indias* Núms.125-126. Madrid. Julio-Diciembre. 1971 pp.405-418.407.)
- (47) Isacio Pérez Fernández, "Tres nuevos hallazgos fundamentales en torno a los tratados de Fr. Bartolomé de Las Casas, impresos en Sevilla en 1552-1553" *Escritos del Vedat.* Vol.VIII. 1978. pp.179-200.
- (48) L.Hanke, *Bartolomé de Las Casas Letrado y propagandista.* Bogotá. 1965. p.82.
- (49) Juan Friede, *Bartolomé de Las Casas, precursor del anticolonialismo. su lucha y su derrota.* México 1974. pp.191-192.
- (50) A. Losada, *Fray Bartolomé de Las Casas... op.cit.*, p.290.
- (51) J.Friede, *op.cit.*, pp.189-190.
- (52) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス 生涯と作品(4)——セプールベダとの出会い——」大阪外国語大学学報第40号(1978) pp.103-118. 111-112.
- (53) M.Giménez Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, pp. lxii-lxiii, lxxxv-lxxxvi.
- (54) J.Friede, *op.cit.*, p.189.
- (55) A.Losada, *Fray Bartolomé de Las Casas... op.cit.*, p.290.
- (56) L.Hanke, *Bartolomé de Las Casas... op.cit.*, pp.82-86.
- (57) "...y cierto, es cosa maravillosa de ver el fruto que allá se ha hecho y hace cada día, aunque en la verdad hay pocos religiosos" (Cit. por Manuel Ma. Martínez, *Fray Bartolomé de Las Casas, "Padre de América"* *Estudio biográfico-crítico.* Madrid. 1959. p. 269. 但し、セラート自身は同地のドミニコ会士の要求に辟易していたらしい (L.Hanke y M.Giménez Fernández, *op.cit.*, Doc. 375 p.156-157).)
- (58) *Fray Pedro de Angulo al Emperador Carlos V.* 平和的改宗化の利点を挙げ国王による支援を求めたもの。(André Saint-Lu, *La Vera Paz Esprit évangélique et Colonisation* Paris. 1968. Appendice Documentaire IV. pp.460-461) 決定的に改宗化事業が挫折するのはドミニコ会士二名がインディオに殺害される事件が発生してからのことである考えられる(参照: 1556年5月14日付のドミニコ会士よりインディアス枢機会議宛書簡: *Ibid.*, V. pp.462-463: この間の経緯に関しては、同書 Chap., II "Les vicissitudes de la conquête pacifique" pp.273ss. が詳しい.)
- (59) Richard Konetzke, *Colección de Documentos para la Historia de la Formación Social de Hispanoamérica, 1493-1810.* Madrid. 1953. Vol.1. Doc.242. pp.335-339. 1555年12月24日、カルロス五世はベルギー副王アンドレス・ウルタード・デ・メンドーサの要請を受けてブリュッセルよりインディアス枢機会議に対し勅令を出し新しい発見を許可する権力を副王に与え、かつそのための訓令を副王に送付するよう命じた。これを受けてインディアス枢機会議は1556年5月13日に "Ynstruccion ... sobre lo de las poblaciones y nuevos descubrimientos." という全38項目から成る訓令を發布した(参照: Juan Manzano y Manzano, *La Incorporación de las Indias a la Corona de Castilla.* Madrid. 1948. pp.202-207: Silvio Zavala, "Reglas sobre Descubrimientos y entradas" *Revista de História*, No.100. São Paulo. 1974. pp.117-131. 122-124.)
- (60) M.Giménez Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, p.lviii.

- (61) L.Hanke y M.Giménez Fernández, *op.cit.*, Doc.335[1551・V・1]p.130 ;Doc.349. [1551・IX・21]p.134.
- (62) Antonio de Remesal, *op.cit.*, Lib.VIII. Cap. XXVII. §1-2. pp.186-187a. セブールベグは第一回バリヤドリッド審議会終了後「12の異論」と題する小論を作成し、その第12審目の異論でこの不運な遠征を引用して、平和的改宗化が実現不可能であることを論述している (Sepúlveda, "La respuesta que el Doctor Sepúlveda hizo a lo que Obispo de Chiapa escribió sobre las conquistas de las Indias," en *Bartolomé de Las Casas Tratado de Indias...op.cit.*, Doc. 73. pp.168-184.183.)
- (63) 拙稿、「「新法」撤回……」前掲論文。pp.64-65.
- (64) ベタンソスは、1549年9月臨終際に、インディオは獣同然の存在であるという以前の考えを撤回した ("Retractación de Fray Domingo de Betanzos, O.P." en *Bartolomé de Las Casas Tratado de Indias op.cit.*, Doc.14. pp.184-192.) ハンケはこの撤回に「正義を求める戦い」の激しさの一例を見出している。
(L.Hanke, *All Mankind is One*. Dekalb. 1974. pp.27-34.) 他方、フリーデはこの撤回の真意に関して否定的な態度をとっている (J.Friede, *op.cit.*, p.297), インディオの本性を生来劣るものと公言したことで有名なドミニコ会士はトマス・オルティス (参照: Silvio Zavala, *Las instituciones jurídicas...op.cit.*, p.47.)、尚、オルティス、ベタンソスらの布教活動に関しては次の作品が詳しい。
・Daniel Ulloa, *Los predicadores divididos los dominicos en Nueva España, siglo XVI*. México. 1977. Segunda Parte. pp.83ss.
・Fr.Juan de la Cruz y Moya, *Historia de la Santa y Apostólica provincia de Santiago de Predicadores de México en la Nueva España* México. 1949. Lib. I. Caps. IIIss. [この書物は18世紀のドミニコ会士のの手になるもので、16世紀前半のドミニコ会士の活動を美化して記している].
- (65) M.G.Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, p. xlv. フェルナンデスによれば、このため、チャパに向う伝道師の募集が困難になった。(loc.cit.)
- (66) John L.Phelan, "El imperio cristiano de Las Casas, el imperio español de Sepúlveda y el imperio millenario de Mendieta." *Revista de Occidente* Tomo XLVII. Madrid. Diciembre-1974. pp.292-310. 302.
- (67) 例えば、この考えは「インディオの奴隷化について」の第2帰結に述べられている (*Tratados de Fray Bartolomé de Las Casas ... op.cit.*, I. pp.605-607. : "Los obispos de las Indias son de precepto divino obligados por consiguiente de necesidad a insistir y negociar importunamente ante Su Majestad y su Real Consejo, que mande librar de la opresión e tiranía que padescen los dichos indios que se tienen por esclavos y sean restituidos a su prístina libertad, e por esto, si fuere necesario, arresgar las vidas".)
- (68) L.Hanke y M.Giménez Fernández, *op.cit.*, Doc.344. p.133. M.G.Fernández, "Las Casas..." *art.cit.*, p. xxx. (但しフェルナンデスは10月3日付としている)。
- (69) M. Giménez Fernández, *art.cit.*, pp. lx-lxi.
- (70) "他所では商いに銅貨が使われているのに、セビーリヤという町では銀貨が銅貨のごとく流通していた" といわれた (参照: Mateo Alemán, *Guzmán de Alfarache*, Angel Valbuena Prat, *La novela picaresca española*. 所収. Madrid. 1956. p.551.)。この当時のセビーリヤ社会については、Ruth Pike, *Aristocrats and Traders Sevillian Society in the Sixteenth Century*. Ithaca. 1972. Chap. II. pp.118ss. が詳しい。
- (71) "1552年頃のラス・カサスを襲ったと思われる激しい思想上のゆれ"と、石原氏は表現している (参照: 石原保徳 "「人類史」から「世界史」へ。コロソ=ラス・カサス問題"『現代思想』Vol.8-1.1980年1月. pp.214-227. 220.)
- (72) "Dios parece que me ha dado por oficio de llorar siempre duelos ajenos..." ; "...plega a Dios que no sea lo que yo ha muchos años que he profetizado..." (BAE. CX. Doc. X X III. pp.348-350. 348a. y 349b.)
- (73) レメサルによると、1552年末に出発したドミニコ会伝道師で、翌年の復活祭にプエルト・デ・カベリヨスに到着したのは僅か6名であった (A.de Remesal, *op.cit.*, Lib. IX. Cap. XXI. §1. p. 265.)
- (74) "司教は…インディアスで起きた出来事を要約した文書を提出しよう決心した。さらに、司教は、殿下に勞せずして読んでいただくには、その一文を印刷させるのが至当であると考えた。司教が次にあげる要約、すなわち、真に簡潔な報告を上梓した理由は以上のとおりである。"(ラス・カサス『インディアスの破壊についての簡潔な報告』染田秀藤訳 岩波文庫 1976年 p.12)
- (75) Ramón Jesús Queraltó-Moreno, *El pensamiento filosófico-político de Bartolomé de Las Casas*, Sevilla. 1976. p.91.
マルセル・バタイオンは、論文は伝道師のために印刷され、「新世界に向けて」出版されたという。(Marcel

- Bataillon, "Estas Indias...Hipótesis lascasianas" *Études sur Bartolomé de Las Casas*. Paris. 1966. pp.249-258. 257.)
- (76) Isacio Pérez Fernández, *art.cit.*, pp.183-191.
- (77) 参照：La carta de Fray Toribio de Motolinía al Emperador Carlos V. Enero 2 de 1555. en *Historia de los indios de la Nueva España México*. 1969. pp.203-221. (邦訳『ヌエバ・エスパーニャ布教史』小林一宏訳 大航海時代叢書II-14 岩波書店 1979年。付録 pp.512-569.)
- ・Guillermo Lohmann Villena, "La restitución por conquistadores y encomenderos : un aspecto de la incidencia lascasiana en el Perú" *Anuario de Estudios Americanos* Tomo XXIII Sevilla. 1966. pp.21-89.
- (78) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス ～生涯と作品～(2)」『サビエンチア』英知大学論叢第10号 昭和51年 pp.89-109. 89-92.
- (79) A.Losada, *Fray Bartolomé de Las Casas...op.cit.*, p.290.
- (80) そのうちのひとりにはJ.マンサーノ・イ・マンサーノである。彼によれば、他の論文の印刷はともかく、以前回取を命じられた『告解規範』を刊行したのは非難されるべきで、また、論文の性格から考えて、刊行という行為は立派な聖職者、まして彼のような司教にふさわしい慎重さに欠けるものだとやや主観的に述べている。(J.Manzano y Manzano, *op.cit.*, pp.230-231.)
- (81) Diego de Encinas, *Cedulario Indiano* Madrid. 1946. Lib. I. Fol.227.
- (82) 註(4)参照。
- (83) J.Friede, *op.cit.*, pp.189-190.
- (84) "DOTRINA XPIANA PARA instruccion y información de los indios...La qual dotrina fue vista y examinada y aprobada por el muy. R.S.el licenciado Tello de Sandoval Inquisidor y Visitador en esta nueva España por su Magestad... Con privilegio de su S.C.C.M." (Joaquín García Icazbalceta, *Don Fray Juan de Zumárrage, primer obispo y arzobispo de México*. México. 1947. Tomo II. Doc.7 pp.32- 33.) フリーデは "privilegio" を "licencia" (許可) とみなしている。
- (85) J.García Icazbalceta, *op.cit.*, II Docs. 8-10 pp.36-60.
- (86) "...es el mas libre i el mas riguroso, que el escribió contra los Españoles, en que, a no saberse su buen zelo, i sana intencion, se pudiera trasluzir que era extrangero, de nacion, de la casa de los Casaus de Francia" (Antonio de León-Pinelo, *Tratado de confirmaciones reales* 1636. Biblioteca Argentina de Libros Raros Americanos. Buenos Aires. 1922. 1a. Parte Cap. XVIII Fol. 96.)
- (87) Manuel Ma.Martínez, *Fr.Bartolomé de Las Casas, el gran calumniado*. Madrid. 1955. pp.80-82.
- (88) Juan Antonio Llorente, *Colección de las Obras de Venerable Obispo de Chiapa, don Bartolomé de Las Casas, defensor de la libertad de los americanos*. Paris. 1822. Tomo I. p.58.
- (89) "Podrá no haber salido de su pluma, sino de la de Fr.Bartolomé de la Peña, o de algún otro fraile de su Orden, el monstruo delirio de la Destrucción de las Indias..." (Marcelino Menéndez Pelayo, "De los historiadores de Colón" (*Obras Completas*. Tomo VII. *Estudios y Discursos de Crítica histórica y literaria* Santander. 1942. 所収) pp.69-122. 92. この意見に関しては、Manuel Ma.Martínez, ... *Las Casas, el gran-calumniado, op.cit.*, pp.21-23. 参照。尚、バルトロメー・デ・ラ・ペニャは、『報告』にもとづいてイスパニア人の残忍な征服を明らかにする作品 (原題：Istoria sumaria y relación brevisima y verdadera de lo que vió y escribió el reverendo padre fray Bartolomé de la Peña de la orden de los predicadores de la lamentable y lastimosa destrucción de las Indias, islas y tierra firme del mar del norte) を著したドミニコ会士。(参照 Antonio Ma.Fabié, *op.cit.*, I pp.290-291. II pp.293-407.)
- (90) *Lo que se sigue es un pedazo de una carta ...* (BAE. CX. pp.177-181.)
- (91) Isacio Pérez Fernández, *art.cit.*, p.179.
- (92) 原題は『インディオの正義を明らかにし、かつ守るための論戦において出発点となるべき原則』 *Principia quaedam ex quibus procedendum est indisputatione ad manifestandam et defendendam iustitiam yndorum* 尚、本稿では *Tratados de Fray Bartolomé de Las Casas ... op.cit.*, II. (羅西語対訳版) pp.1234-1273 を底本とした。
- (93) *Ibid.*, pp.1234-1235.
- (94) *Ibid.*, pp.1238-1239.
- (95) *Ibid.*, pp.1240-1241.
- (96) *Loc.cit.*

- (97) *Ibid.*, pp.1246-1247.
- (98) *Ibid.*, pp.1248-1249.
- (99) *Loc. cit.*
- (100) *Ibid.*, pp.1254-1255.
- (101) *Ibid.*, pp.1256-1257.
- (102) *Ibid.*, pp.1266-1267.
- (103) *Ibid.*, pp.1268-1269.
- (104) *Ibid.*, pp.1242-1245.
- (105) L. Pereña y V. Abri1, *Bartolomé de Las Casas, Derechos Civiles y Políticos* Madrid. 1974. p.19.
- (106) Henry R. Wagner, *op.cit.*, p.280.
- (107) 拙稿「バルトロメー・デ・ラス・カサス...②」前掲論文 pp.93-97.
- (108) "...a la consecución del cual,(el fin propio de la criatura racional, o sea la eterna felicidad), con todas sus fuerzas y conatos, están más obligados que otro alguno los reyes de España, con sacrificio de sus propios intereses." (pp.1272-1273)
- (109) このセビーリヤ滞在を機に、ラス・カサスは大著『インディアス史』*Historia de las Indias* の編纂に着手する。